二　返納すべき旅券
　旅券番号　ＴＫ二二〇九五五一五
　発行年月日　平成二十二年六月十八日
　旅券名義人　三留孝太郎
三　返納すべき理由
　当該旅券名義人は、平成二十八年二月五日、神奈川簡易裁判所から、電磁的公正証書原本不実記録・同供用事件の被疑者として逮捕状が発付され、平成二十八年四月十八日、警察庁から外務大臣にその旨通報があったことから、旅券の交付の後に、旅券法第十三条第一項第二号に該当する者であることが判明したものである。
　よって、本件は、一般旅券の返納を命ずることができる場合となる旅券法第十九条第一項第二号に該当する。

甲種危険物等取扱責任者登録消防講習実施機関の登録事項の変更

船員法施行規則（昭和22年運輸省令第23号）第77条の６の６の規定に基づく登録事項の変更の届出が次の者からあったので、同規則第77条の６の16第２号の規定に基づき公示する。

平成 28 年５月 10 日

国土交通大臣　石井　啓一

１．登録消防講習実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
　甲種危険物等取扱責任者登録消防実習実施機関第１号
　一般財団法人海上災害防止センター
　理事長　岩男　雅之
　神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目４番５号
２．変更のあった事項
　甲種危険物等取扱責任者登録消防講習事務を行う事務所の所在地
　変更前：神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目３番１号
　変更後：神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目４番５号
３．変更のあった日　平成28年２月22日
４．変更の理由　平成28年２月22日、事務所移転のため

甲種危険物等取扱責任者登録学科講習実施機関の登録事項の変更

船員法施行規則（昭和22年運輸省令第23号）第77条の６の21の規定において準用する第77条の６の６の規定に基づく登録事項の変更の届出が次の者からあったので、同規則第77条の６の21の規定において準用する第77条の６の16第２号の規定に基づき公示する。

平成 28 年５月 10 日

国土交通大臣　石井　啓一

１．登録学科講習実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
　甲種危険物等取扱責任者登録学科講習実施機関第１号
　一般財団法人海上災害防止センター
　理事長　岩男　雅之
　神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目４番５号
２．変更のあった事項
　甲種危険物等取扱責任者登録学科講習事務を行う事務所の所在地
　変更前：神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目３番１号
　変更後：神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目４番５号
３．変更のあった日　平成28年２月22日
４．変更の理由　平成28年２月22日、事務所移転のため

登録安全担当者講習実施機関の登録事項の変更

船員労働安全衛生規則（昭和39年運輸省令第53号）第81条の規定に基づく登録事項の変更の届出が次の者からあったので、同規則第91条第２号の規定に基づき公示する。

平成 28 年５月 10 日

国土交通大臣　石井　啓一

１．登録安全担当者講習実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
　登録安全担当者講習実施機関第１号
　一般財団法人海上災害防止センター
　理事長　岩男　雅之
　神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目４番５号
２．変更のあった事項
　登録安全担当者講習事務を行う事務所の所在地
　変更前：神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目３番１号
　変更後：神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目４番５号
３．変更のあった日　平成28年２月22日
４．変更の理由　平成28年２月22日、事務所移転のため

法　　務

公証人任免

さいたま地方法務局所属公証人小嶋雅夫は願により公証人を免ぜられた。（四月二十三日）（法務省）

国 家 試 験

平成 28 年熊本地震に伴う採用試験の実施に関する特例の公告

人事院規則８－18第19条及び第21条の規定に基づき、平成28年度国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）、平成28年度国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）、平成28年度財務専門官採用試験、平成28年度国税専門官採用試験、平成28年度労働基準監督官採用試験及び平成28年度海上保安学校学生採用試験（特別）の実施に関する特例について次のように告知する。

平成 28 年５月 10 日

人事院事務総長　永長　正士

１　採用試験の実施に関する特例を実施する試験の名称
　平成28年度国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）（「法務」の区分試験を除く。）
　平成28年度国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）（「教養」の区分試験を除く。）
　平成28年度財務専門官採用試験
　平成28年度国税専門官採用試験
　平成28年度労働基準監督官採用試験
　平成28年度海上保安学校学生採用試験（特別）
２　採用試験の実施に関する特例
　１に掲げる採用試験の受験申込者のうち第１次試験地を熊本市としている者については、受験申込みを行った採用試験に係る第１次試験を福岡市で実施する。
３　その他
⑴　採用試験の実施に関する特例に関する問合せは、人事院事務総局人材局試験課又は人事院九州事務局に行うこと。
⑵　採用試験の実施に関する特例について、人事院のホームページ等に掲載する。

公　　告

諸　　事　　項

割賦販売法に基づく同法第35条の３の61の許可を受けた者の営業廃止に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者から、法第35条の３の62において準用する法第26条第１項の規定による営業廃止の届出があったので、法第35条の３の62において準用する法第26条第２項において準用する法第24条の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成 28 年５月 10 日　　経済産業大臣　林　　幹雄

名　　称	本 店 の 所 在 地	許可番号	営業廃止年月日
株式会社愛典福島屋	東京都杉並区荻窪２丁目23番12号	互第3101号	平成28年３月23日

割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者は、前払式特定取引の営業を廃止し、法第35条の３の62において準用する法第27条第１項第４号に該当することとなったので、割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）第10条第１項の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成 28 年５月 10 日　　関東経済産業局長　鍜治　克彦